

グリーンイノベーション基金事業

「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」に係る公募要領

【ご注意】

本事業への応募は、NEDOへの提案書類提出に加え、府省共通研究管理システム（e-Rad）への研究機関及び研究者の登録、応募基本情報の入力が必要です。

※e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

2021年10月1日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

【受付期間】

2021年10月1日(金)～2021年11月15日(月) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.提出期限及び提出先(4)提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/djanwtxknmj5>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」に係る公募について

(2021年10月1日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2021年度から2030年度まで「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」を実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本プロジェクトは、経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」、「グリーンイノベーション基金事業（洋上風力発電の低コスト化プロジェクト）研究開発・社会実装計画」の内容に基づき実施いたします。

1. 件名

「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」

2. プロジェクト概要

(1) 背景・目的

2050年カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーを最大限導入することが政府の方針。特に、洋上風力発電は、大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札である。

これまで欧州を中心に洋上風力が拡大してきたが、2050年にかけてはアジア市場の急成長が見込まれる。特に、急深な地形が広がる日本・アジアにおいて、低風速・台風・落雷等の気象条件や海象等を踏まえて最適化するニーズが高まっている。足下では水深の浅い海域で、欧州で技術が確立した着床式の導入が進むが、浮体式は、欧州においてもまだ開発途上。造船業を含む新たなプレーヤーの参入余地も期待される。

日本における洋上風力の大量導入に向け、2019年4月に「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、再エネ海域利用法）」が施行され、促進区域における事業者の公募が2020年から開始された。しかし、着床式の入札上限価格は29円/kWh、浮体式の入札上限価格は36円/kWhと、諸外国と比較してコストが高い。また、日本では、国内に風車メーカー・風車製造拠点が不在であり、陸上風力の経験等から技術力を有する国内部品メーカーの潜在力を十分に活用できていない。

こうした状況を踏まえ、日本における洋上風力の導入拡大と産業競争力強化の好循環を達成するため、「洋上風力産業ビジョン（第1次）」¹及び「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、「まずは魅力的な国内市場の創出に政府としてコミットすることで、国内外からの投資の呼び水とし、事業環境整備等を通じて投資を促進することにより、競争力があり強靱な国内サプライチェーンを構築する。更に、アジア展開を見据えて次世代の技術開発や国際連携に取り組み、国際競争に勝ち抜く次世代産業を創造していく」こととした。

欧州と異なり、遠浅の海域の少ない日本で「2040年までに3000万～4500万kWの案件を形

¹ 「洋上風力産業ビジョン（第1次）」

概要：https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/pdf/002_02_01_01.pdf

本文：https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/pdf/002_02_02_01.pdf

成する」という高い目標を達成するため、特に、深い海域でも導入余地が大きい浮体式のコストが、技術開発や量産化を通じて、今後大幅に低減することが必要である。本プロジェクトでは、これまで取り組んできた実証事業等による知見も踏まえ、浮体式を中心とした洋上風力発電の早期のコスト低減を行い、導入拡大を図る。

(2) 目標

【研究開発項目：フェーズ1-①】次世代風車技術開発事業

2030年までに、一定条件下（風況等）で、着床式洋上風力発電の発電コストが8～9円/kWhを見通せる技術、又は、浮体式洋上風力を国際競争力のあるコスト水準で商用化する技術を確立

【研究開発項目：フェーズ1-②】浮体式基礎構造・設置低コスト化技術開発事業

2030年までに、一定条件下（風況等）で、浮体式洋上風力を国際競争力のあるコスト水準で商用化する技術を確立

【研究開発項目：フェーズ1-③】洋上風力関連電気システム技術開発事業

2030年までに、一定条件下（風況等）で、着床式洋上風力発電の発電コストが8～9円/kWhを見通せる技術、又は、浮体式洋上風力を国際競争力のあるコスト水準で商用化する技術を確立

【研究開発項目：フェーズ1-④】洋上風力運転保守高度化事業

2030年までに、一定条件下（風況等）で、着床式洋上風力発電の発電コストが8～9円/kWhを見通せる技術、又は、浮体式洋上風力を国際競争力のあるコスト水準で商用化する技術を確立

（目標達成の評価方法）

発電コストの評価方法については、世界でも広く使われているモデルプラント方式に基づく算定方式の考え方に、調達価格等算定委員会における議論内容も勘案して試算する。

提案者の柔軟性を確保する観点から、目標の個別の評価方法については、現時点で特定せず、その方法について考え方（別紙2）のみ示すに留め、提案された技術の特性を勘案しつつ、採択時に適切な評価方法についても確認し、より具体的にすることを可能とする。

特に、浮体式で目指すべきコスト低減目標については、欧州 Wind Europe の試算では、欧州の浮体式の LCOE は 2030 年までに 5～8 円/kWh（40～60 ユーロ/MWh）に達するという見通しもあるが、内外価格差や風況等も踏まえつつ、国際競争力あるコスト水準を達成できているか評価する。

(3) 研究開発項目と社会実装に向けた取組

本事業は、2021年4月に策定された「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ²」に基づき、特に、サプライチェーン構築に不可欠な風車や中長期的に拡大の見込まれる浮

² 「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/yojo_furyoku/sagyo_bukai/pdf/003_s01_00.pdf

体式洋上風力発電等を対象とする。要素技術開発を加速化し、実海域での実証を見据えて、企業から目標へのコミットメントを得た上で、長期間にわたる技術開発・実証等を一気に貫通で支援する。

そのため、以下の研究開発項目については、浮体式洋上風力発電を対象とすることが必須であり、着床式と共有する課題については、TRL4~6の技術成熟度のものに限る。

なお、フェーズ2（浮体式洋上風力実証事業）の公募については、別途（2023年頃を予定）行う。

【研究開発項目：フェーズ1-①】次世代風車技術開発事業

補助率：(補助2/3) + (インセンティブ1/10)

研究開発内容：

グローバルメーカーとの協働を視野に入れつつ、日本・アジア市場向けの洋上風車要素技術（次世代発電機、台風・落雷対応、低風速域向けブレード等）を開発し、設備利用率の向上及び大量生産技術の確立によりコストを低減する。コスト低減の目安として欧州のCarbon Trustの事例等から資本費ベースでマイナス12%程度を想定している。

具体的には、「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」の中で重点項目とされた下記の技術開発等を行う。

なお、コスト計算には別紙2のベースラインウィンドファーム・LCOE算定式を参照すること。

① 風車仕様の最適化

台風、地震、落雷、低風速等の自然条件に対応した風車仕様の最適化。

② 風車の高品質大量生産技術

日本の生産技術やロボティクス技術を活かし、大型風車の国内における高効率生産を実現。

③ 浮体搭載風車の最適設計

風車・浮体・係留・制御の一体設計を行うことにより、浮体動揺や深い海域の海況等を考慮した風車を最適化。

④ 次世代風車要素技術開発

発電機、電力変換装置、増速器及び周辺機器等のナセル部品の高性能、高信頼・耐久性、低コスト化技術開発。

⑤ 低風速域向けブレード

長尺化等のブレード開発により、年間平均風速の低い地域における設備利用率の向上。

【研究開発項目：フェーズ1-②】浮体式基礎製造・設置低コスト化技術開発事業

補助率：(補助2/3) + (インセンティブ1/10)

研究開発内容：

造船技術や建設インフラ等を活用しながら各種浮体の最適化、大量生産技術を確立し、先進的な浮体・係留システムを世界に先駆けて開発する。コスト低減の目安として欧州のCarbon

Trustの事例等から浮体基礎は資本費ベースでマイナス16%、係留はマイナス4%、設置はマイナス5%程度を想定している。

具体的には、「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」の中で重点化された下記項目等の技術開発を行う。

なお、コスト計算には別紙2のベースラインウィンドファーム・LCOE算定式を参照すること。

① 浮体基礎の最適化

風車の大型化および台風、地震、複雑な海底地形等の自然条件に対応した浮体基礎の最適化および材料削減によるコスト低減。

② 浮体の量産化

連続製造に適した浮体を設計し、浮体製造のパネル化やブロック化、分割施工、ドックに依存しない浮体の大量製造等の技術を確立。

③ 係留システムの最適化

共有アンカー、衝撃荷重、マリングロス等を考慮した係留システムの最適化・耐久性向上、大水深又は浅海域における係留システムの低コスト化技術、漁業協調に貢献する海中占有面積の小さいTLP係留システムの開発。

④ ハイブリッド係留システム

軽量化可能な合成繊維係留索の特性を生かし、合成繊維係留索と鋼製係留索からなるハイブリッド係留システムの設計・製造技術を開発し、係留システムの低コスト化。

⑤ 低コスト施工技術の開発

浮体製作場所に対応した浮体基礎の浜出し・曳航方法、クレーン付き台船やジャッキアップ型作業構台を活用した大型風車の据え付け方法、ハイブリッド係留システムおよび共用アンカーの施工技術の開発による低コスト化。

【研究開発項目：フェーズ1-③】洋上風力関連電気システム技術開発事業

補助率：(補助 2/3) + (インセンティブ 1/10)

研究開発内容：

台風等の厳しい気象条件やうねり等の海象がある中で、浮体の挙動によるケーブルの曲げや捻れに耐えうる強度や、浮体式変換設備の揺れに対する制御技術、ウィンドファームの大規模化を見据えた、ダイナミックケーブル等の高電圧化や高耐久性・低コスト化の技術開発を行う。また、大規模浮体式洋上ウィンドファームに向けた浮体式洋上変電所技術を確立する。コスト低減の目安として欧州の Carbon Trust の事例等から資本費ベースでマイナス 9%程度を想定している。

具体的には、「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」の中で重点化された下記項目等の技術開発を行う。

なお、コスト計算には別紙2のベースラインウィンドファーム・LCOE算定式を参照すること。

① 高電圧ダイナミックケーブル

風車の大型化に対応できる 66kV 超えの高圧アレイと送電用のダイナミックケー

ブルを開発し、洋上送電を低コスト化。

② 浮体式洋上変電所

大規模浮体式洋上ウィンドファームに向けた高効率・高密度な電力変換技術並びに電気機器やケーブルの疲労荷重を抑制した浮体式洋上変電所の開発。

【研究開発項目：フェーズ1-④】洋上風力運転保守高度化事業

補助率：(補助2/3) + (インセンティブ1/10)

研究開発内容：

台風、落雷、うねりなど日本、アジア市場特有の事象に対応するため、陸上風力でのスマートメンテナンス技術や落雷対策技術を活用し、先進的な運転保守技術の開発を行うが、運転中のデータを集積、分析・管理するプラットフォームの構築や人員等の輸送ソリューションを視野に入れるものとする。コスト低減の目安として欧州の Carbon Trust の事例等から運転維持費ベースでマイナス 20%程度を想定している。

具体的には、「洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ」の中で重点化された下記項目等の技術開発を行う。

なお、コスト計算には別紙2のベースラインウィンドファーム・LCOE算定式を参照すること。

① 運転保守及び修理技術の開発

洋上環境に適した修理技術や塗装管理技術の開発、浮体式風車を曳航せず現地で大規模修理を行う技術の開発、係留索の張力調整技術、ダイナミックケーブルの脱着技術、高稼働率の作業船や作業員輸送船の開発。

② デジタル技術による予防保全・メンテナンス高度化

風車運転保守データおよび CMS データ収集システムの高度化、デジタルツインによる予防保全技術、AI 技術を活用した部品寿命予測の高精度化。

③ 監視及び点検技術の高度化

低コストの監視及び点検技術（遠隔モニタリングと状態監視メンテナンスのための新たなセンサーとアルゴリズム、空中・水中ドローン、点検ロボット、通信技術等）の開発。

④ 落雷故障自動判別システムの開発

センサー・CMS・運転データを利用した雷による損傷を自動的に判別するシステムの確立。

(4) 実施スケジュール

【研究開発項目：フェーズ1-①】次世代風車技術開発事業

2021 年度から原則最長 5 年間の事業とする。ただし、状況に応じて期間は延長する可能性がある。

【研究開発項目：フェーズ1-②】浮体式基礎製造・設置低コスト化技術開発事業

【研究開発項目：フェーズ1-③】洋上風力関連電気システム技術開発事業

【研究開発項目：フェーズ1-④】洋上風力運転保守高度化事業

2021年度から原則最長3年間の事業とする。ただし、状況に応じて期間は延長する可能性がある。

※研究開発項目：フェーズ1-①～④については、今後、必要に応じて追加公募を行う。

(5) 予算

【研究開発項目：フェーズ1-①】次世代風車技術開発事業

・NEDO負担予算 150億円（総額）

【研究開発項目：フェーズ1-②】浮体式基礎製造・設置低コスト化技術開発事業

・NEDO負担予算 100億円（総額）

【研究開発項目：フェーズ1-③】洋上風力関連電気システム技術開発事業

・NEDO負担予算 25億円（総額）

【研究開発項目：フェーズ1-④】洋上風力運転保守高度化事業

・NEDO負担予算 70億円（総額）

(6) 実施形態

実施者は各研究開発項目（フェーズ1-①～④）に対して、複数の研究開発項目を実施することができる。また、研究開発項目内において、該当する項目を選択して実施することができる。

なお、コンソーシアムメンバーが異なるなど技術開発の目的が異なる場合は、各研究開発項目の中であっても、複数エントリーすることができる。

3. 応募要件

応募資格のある提案者は、次の(i)～(iii)までの条件、「研究開発・社会実装計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で交付を希望する企業等とします。

- i. 2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて研究開発の成果を着実に社会実装へつなげられるよう、企業等の経営者（原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者）が長期的な経営課題として取り組むことへのコミットメントを明らかにした、長期的な事業戦略ビジョンを提出すること。
- ii. プロジェクトの実施場所及びプロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと。我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を実施することは可能。
- iii. プロジェクトの主たる実施者が、企業等、収益事業の担い手であること。（企業等の支出が過半

を占める必要がある。)

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「事業戦略ビジョン」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限：2021年11月15日（月）正午アップロード完了

※応募状況等（提案が少なかった場合等）により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、本公募に関する公募情報の更新があった際、通知を受け取ることが可能です。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】

・NEDO公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先：Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/djanwtxknmj5>

(3) 提出方法

(2)提出先の Web 入力フォームで指定する情報をご入力いただき、提出資料をアップロードしてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出書類を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

(4) 提出書類

①事業戦略ビジョン（別添1）

②積算用総括表（別紙1）

③研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書（別添2）

④e-Rad 応募内容提案書（4. (5)参照）

⑤ 関連書類（以下の書類は、web アドレスで公開していれば、URL の記載で代替可。）

・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）、直近の事業報告書、財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）（審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ コンソーシアムによる共同提案の場合、事業戦略ビジョンはすべての実施主体がそれぞれ作成してください。その他、事業戦略ビジョンの作成に当たっては、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項をご確認ください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案がなされた場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の事業者や委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。原則、1つの法人・研究機関に対して研究者1名以上ご登録ください。応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロードし、提出書類として提出してください。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

【参考】

- ・ e-Radポータルサイト
<https://www.e-rad.go.jp/>

5. 交付先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査とNEDO内の契約・助成審査委員会で審査します。

採択審査は、書面審査、面接審査により実施します。書面審査は、NEDOに設置する技術・社会実装推進委員会の技術面、事業面の審査、及び経済産業省産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会(以下「部会」という。)のグリーン電力の普及促進分野ワーキンググループ(以下「WG」という。)委員による経営者のコミットメントの確認により実施します。

面接審査は、技術面、事業面のプレゼンテーション審査を実施します。面接審査には、提案する企業等の担当役員(取締役、執行役に加え、いわゆる執行役員等も含む。)以上の参加を求めます。

契約・助成審査委員会の審議では、技術・社会実装推進委員会による書面審査、面接審査及びWG委員による書面審査の結果等に基づく採択候補が、NEDOが定める基準等に適合することを確認し、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、交付先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 研究開発計画について（技術面）

1. 研究開発・社会実装計画で掲げる目標（技術水準）を実現可能な具体的な解決方法や、野心的かつ測定可能なKPIが提案されているか
2. 当該技術及び解決方法は、独自性・新規性・他技術に対する優位性・実現可能性等を有しているか
3. 本プロジェクトだけでは解決しきれない残された技術課題とその解決の見通しが示されているか
4. 目標を実現するために効果的・効率的な実施スケジュール・実施体制を構築しているか
5. 中小・ベンチャー企業等が効果的に体制に組み込まれているか
6. 提案者は本研究開発を遂行するための高い能力（具体的な実績、国際競争力、経営資源等）を有しているか

ii. 事業戦略・事業計画について（事業面）

1. カーボンニュートラル実現に伴う産業構造の変化を予測・分析し、市場機会を適切に認識できているか
2. 具体的な市場・顧客とその課題・ニーズを想定した上で、社会・顧客に対する提供価値とそれを実現するビジネスモデルを提案できているか
3. 当該ビジネスモデルは、独自性・新規性・他社に対する優位性・実現可能性・継続性等を有しているか
4. 国内経済・サプライチェーンへの波及が期待出来るか
5. 研究開発から社会実装、その後の競争性の維持・事業拡大に至るまでの大まかなスケジュールが計画されているか
6. 提案者は当該事業計画を実施するために必要な資金計画や経営資源を有しているか

iii. イノベーション推進体制について（経営面）

1. 前述の研究開発計画・事業計画を推進するために必要な社内体制を構築しているか
2. 提案される事業に対して、経営者自身が深く関与するか
3. 提案される事業が、経営戦略の中核に位置づけられ、幅広いステークホルダーに情報発信されるか
4. 機動的・継続的に経営資源を投入し、着実に社会実装まで繋げるための組織体制を構

築（専門部署の設置等）するか

iv. その他

1. 様々な視点からリスクをアセスし、事業を中止する場合の基準を明確にしているか

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

・助成事業

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関してNEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、プロジェクト概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 書面審査員、面接審査員の氏名等の公表について

書面審査員、面接審査員の所属・役職・氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) プロジェクト開始までのスケジュール

2021年 10月 1日： 公募開始

10月11日： 公募説明会（オンライン）

11月15日： 公募締切

12月上旬（予定）： 技術・社会実装推進委員会（面接審査）

12月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会

2022年 1月上旬（予定）： 交付先決定

1月上旬（予定）： 公表（プレスリリース）

3月ごろ（予定）： 交付

(5) プロジェクト開始後のスケジュール

○毎年度

- ・WGへの出席、マネジメントシートの提出(8. 留意事項(1)・毎年度のWGへの出席を参照。)
なお、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断され改善が見られない場合はプロジェクト中止の場合がある。(詳細は8. 留意事項(1)・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還を参照。)
- ・技術・社会実装推進委員会への出席(各プロジェクト担当者から技術面・事業面での進捗報告。)

○プロジェクト終了最終年度

- ・社会実装計画[※]の作成、NEDOにおける社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、インセンティブ額を精算

※社会実装に向けて取り組む指標(毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等)を含む計画。内容としては事業戦略ビジョンの1. 事業戦略・事業計画の内容を予定しております。

○プロジェクト終了後

- ・WGによる事後評価
- ・フォローアップ調査(最大6年間。特に助成事業においては、プロジェクト終了後3年間社会実装計画に示された指標に対する進捗状況を確認し、未達の場合はインセンティブ額の返還がある。(詳細は8. 留意事項(1)・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動を参照。)

6. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該公募に係る内容、契約・交付に係る手続き、提出書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先(電子メールアドレス)を2021年10月8日(金)正午までに下記申し込みフォームからお申し込みください。

日時：2021年10月11日(月)10時30分～11時30分

場所：オンライン会議(オンライン会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付致します。)

申し込みフォーム：

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/q2up2dttmuhs>

7. 問い合わせ先

本プロジェクトの内容及び交付に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2021年10月11日から11月5日の間に限り以下の問い合わせ先にE-mailで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(1) 公募の内容及び交付に関する問い合わせ(②に関する問い合わせは除く)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 佐々木、村田、相川

E-mail : gi-wind@nedo. go. jp

(2) 研究開発・社会実装計画の内容に関する問い合わせ

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

風力政策室 菊地、幸寺

Tel : 03-3501-6623

8. 留意事項

(1) 「グリーンイノベーション基金事業の基本方針※」の遵守

経済産業省が定める「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に記載されている事項を遵守いただきます。特に以下の事項にご留意ください。

※<https://www.meti. go. jp/press/2020/03/20210312003/20210312003. html>

・毎年度のWGへの出席

プロジェクトにおける「主要な企業等の経営者」※には、毎年度、WGへ出席し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取組状況、今後の展望等を説明していただきます。(本事業戦略ビジョンは事業実施期間中、定期的に(年に1度を想定)更新の上、随時公開いただきます。)

※「主要な企業等の経営者」

① WGへの経営者の出席を求める「主要企業」の範囲

国費負担額がプロジェクト内で最大の実施主体(大学や公的研究機関等を除く、実施主体がコンソーシアムの場合は幹事会社)、及び国費負担額がプロジェクト全体の10%以上かつ上位3社程度の主要企業等(コンソーシアム単位ではなく企業等の単位)

② 企業経営者について

原則、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者。ただし、やむを得ず企業経営者本人の出席が困難であるとWGが認める場合に限り、企業経営者本人から委任を受けた代表権の無い取締役又は執行役の出席も可能。

・毎年度のマネジメントシート提出

プロジェクトに参加する(主要企業以外も含めた)全ての企業等は、提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下の項目等に関する取組状況を記載したマネジメントシートを提出いただきます。マネジメントシートは、WGに共有され、企業等が希望する情報を非開示とした(又は修正した)上で公開する予定です。なお大学、公的研究機関、委託先等はマネジメントシートの提出は不要です。

① 経営者自身の関与(プロジェクトへの指示、報酬評価項目への反映等)

② 経営戦略への位置づけ(取締役会での決議、IR資料・統合報告書への記載等)

③ 事業推進体制の確保(経営資源の投入状況、専門部署の設置等)

- ・取組状況が不十分な場合のプロジェクト中止・国費負担額の一部返還

WGが、経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分である（例えば、WGへの参加要請の拒否、マネジメントシートの未記入・未公表、目標達成に必要な事業推進体制が未整備等）と判断した場合に、実施者に対して改善点を指摘します。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、プロジェクトの中止に係る意見を決議し、部会の最終決定がなされた場合、中止となります。（プロジェクトを中止した年度の経費は支払わない。また、改善点の指摘後、改善が見られるまで助成金を支払わない。）

ただし、技術潮流や競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は研究開発開始時点で予測することのできない事由であって実施者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、実施者の希望に基づき、WGは実施者に対して改善点の指摘及びプロジェクトの中止に係る意見を出すことなく、プロジェクトを中止することができます。

- ・目標達成度等に応じた国費負担割合の変動

野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、原則、プロジェクト終了時点における2030年目標の達成度を国費負担額に連動させ、成果報酬のようなインセンティブ措置を講じます。企業等には、プロジェクト終了時点で、目標の達成状況や、事業戦略ビジョンにある1. 事業戦略・事業計画に準ずる内容に加え、社会実装に向けて取り組む指標（毎年度の売上高、継続投資額、知財活用数、資金調達額等）を含む社会実装計画を提出いただきます。NEDOによる社会実装計画の審査やWGでの議論等踏まえ、その妥当性が認められる場合に、【(総事業費) × (インセンティブ率 × (目標の達成度))] (=インセンティブ額) の金額を付与します。（インセンティブ率を除いた助成金はプロジェクト途中で支払います。インセンティブ率は研究開発・社会実装計画を参照ください。）

ただし、助成事業の場合、プロジェクト終了後3年間、毎年度のフォローアップにおいて、企業等は、社会実装計画の指標が未達である場合に、【(インセンティブ額) × (4-確認時点のプロジェクト終了後年数(1~3年)) / 3】 の金額を返還いただきます。

(2) 秘密の保持

NEDOは、提出書類について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿って定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提出書類の添付資料「研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

(事業戦略ビジョンのうち非開示を希望する情報・スライドはその旨を明記いただき、非開示情報と認められる情報は、NEDOや担当省庁の担当者及び審査委員以外には提供しないものとし、本基金事業以外の目的に使用しません。なお、上記の非開示とした情報を除いた上で、NEDOのホームページに採択者の「事業戦略ビジョン」を公開する予定です。)

(3) 交付及び助成事業の事務処理等について

助成事業では「グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程」に基づく交付決定を行います。事務処理については、別途事務処理マニュアルを提示いたしますので、そちらに基づき実施いただきます。

また、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程・様式

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

(4) 事業化状況報告書等の提出、収益納付（助成事業）

採択されたプロジェクトにあつては、助成事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。

当該助成事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(5) 研究者情報の researchmap への登録の推奨

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本プロジェクト実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmapは、NEDOが運用するシステムではありません。)

(6) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。

(グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 第9条) 追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）を推奨します。本プロジェクトにおいて「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容を事業戦略ビジョンに記載して提出してください。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動はWG等での評価の対象となります。

なお、本プロジェクト以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

- ・「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(8) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本プロジェクトの事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本プロジェクト及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

- ※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本プロジェクトにおいて公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。

以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本プロジェクトの契約・交付に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(9) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本プロジェクトの事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本プロジェクト及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本プロジェクトにおいて不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本プロジェクトへの参加が制限されることがあります。
- なお、本プロジェクトの事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
- 以下のウェブサイトをご確認ください。
- https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(10) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

大学又は国立研究開発法人等（民間企業を除く）で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施が可能です。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】

- ・競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(11)RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、NEDOと契約締結、または NEDO が交付する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(12)安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本助成事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を解除・取り消しする場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <https://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(13) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(14) 研究開発資産の帰属、処分制限財産の取扱い（助成事業）

・ 助成事業

① 資産の帰属

取得資産の帰属は、事業者になりますが、助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（交付規程第 16 条第 1 項）

② 財産の処分制限

助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとする場合には、あらかじめ NEDO の承認を受けていただく必要があります。NEDO が承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じた金額を NEDO へ納付することが条件となります。（交付規程第 15 条第 3 項）

(15) 中小・ベンチャー企業の定義

中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業等の出資比率が一定比率を超えず（注 1）、かつ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度

の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないものをいいます。

(ア)「中小企業」としての企業

中小企業基本法第 2 条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3 億円以下	300 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(イ)「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が (ア) の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

(ウ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・ 試験研究費等が売上高の 3%以上又は研究者が 2 人以上かつ全従業員数の 10%以上であること。
- ・ 未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・ 申請時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注 1) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の 2 分の 1 以上が同一の大企業（注 2）の所有に属している企業
- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業（注 2）の所有に属している企業
- ・ 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業。

(注 2) 大企業とは、(ア) から (ウ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいい

ます。ただし、以下に該当する者については、大企業として扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

関連資料

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（概要）

グリーンイノベーション基金事業の基本方針（本文）

2021 年度実施方針

「洋上風力発電の低コスト化」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画
提案書一式

別添 1：事業戦略ビジョン

別添 2：研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書の記入について

別紙 1：積算用総括表

別紙 2：ベースラインウィンドファーム・LCOE 算定式

本公募に関する Q&A